

日本共産党山梨県議団 政務活動費 2016年度

政務活動費とは

政務活動費は、地方自治法及び山梨県政務活動費の交付に関する条例に基づき、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費の一部として、会派及び議員に交付されます。

政務活動費は、議員一人当たり月28万円(会派5万円、議員23万円)が交付されます。

日本共産党山梨県議団は、2007年5月より、小越智子(一人)となり、2016年度は年間 3,360,000円(2016年4月～2017年3月まで12ヶ月)です

2017年2月の収支は以下の通りです。

		前月からの繰り越し	876,480
収 入	県より 会派分	50,000	
	県より 議員分	230,000	
	受け取り利息	3	
		収入合計	280,003
支 出	調査研究費		
	研修費		
	広聴広報費		
	要請陳情等活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	3,093	
	事務費	14,331	
	人件費	60,000	
	事務所費	27,386	
	支出合計	104,810	

差 引 1,051,673